

四半期報告書

(第35期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

はるやま商事株式会社

岡山県岡山市表町1丁目2番3号

(E03233)

表 紙

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 販売及び仕入の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	8
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	10
2 株価の推移	11
3 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報	23

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第35期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	はるやま商事株式会社
【英訳名】	Haruyama Trading Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 治山 正史
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市表町1丁目2番3号
【電話番号】	086(226)7101（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 佐藤 晃司
【最寄りの連絡場所】	岡山県岡山市表町1丁目2番3号
【電話番号】	086(226)7101（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 佐藤 晃司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第34期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	14,084,683	59,108,996
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△231,105	2,791,667
四半期純損失(△)又は当期純利 益(千円)	△1,289,458	668,316
純資産額(千円)	35,817,890	37,344,473
総資産額(千円)	60,425,778	63,062,542
1株当たり純資産額(円)	2,201.98	2,295.83
1株当たり四半期純損失金額 (△)又は1株当たり当期純利益 金額(円)	△79.27	41.08
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	41.08
自己資本比率(%)	59.3	59.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△420,612	1,985,596
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△357,041	△2,826,295
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△774,558	△2,023,033
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,759,946	5,312,159
従業員数(人)	1,496	1,374

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当社は、平成20年4月1日付で、連結子会社であった株式会社H・Mを吸収合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,496	(853)
---------	-------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は当第1四半期連結会計期間の平均人員（1人当たり1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 上記従業員のほかに、嘱託社員179名を雇用しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,491	(849)
---------	-------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員（1人当たり1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 上記従業員のほかに、嘱託社員179名を雇用しております。
3. 従業員数が当第1四半期会計期間において186名増加しましたのは、連結子会社であった株式会社H・Mを平成20年4月1日付で吸収合併したことなどによるものであります。

第2【事業の状況】

1【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
重衣料 [スーツ・礼服・コート]	7,023,123
中衣料 [ジャケット・スラックス]	1,573,776
軽衣料 [ワイシャツ・ネクタイ・カジ ュアル・小物・その他]	4,735,372
補修加工賃収入	277,871
紳士服販売事業(千円)	13,610,143
カード事業(千円)	100,802
その他事業(千円)	373,737
合計	14,084,683

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
重衣料 [スーツ・礼服・コート]	2,984,984
中衣料 [ジャケット・スラックス]	443,133
軽衣料 [ワイシャツ・ネクタイ・カジ ュアル・小物・その他]	2,351,375
紳士服販売事業(千円)	5,779,493
カード事業(千円)	—
その他事業(千円)	140,061
合計	5,919,554

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格や原材料価格の高騰の影響により減速傾向が続き、企業収益は全般的に伸び悩みました。また、個人消費につきましてもガソリン価格や食料品などの生活必需品の値上がりの影響を受けて低迷し、特に衣料品小売市場におきましても、消費者の生活防衛意識の高まりにより消費は減速し、加えて春の低温、雨天などの天候不順により、厳しい環境となりました。

このような環境のもと、当社グループは株式会社モリワンの資本関係構築の基本合意書を締結し、紳士服販売事業における新たな地域でのドミナント化を図る一方で、インターネットカフェ事業の譲渡を決定するなど、不採算事業の一部撤退も行ってまいりました。また、北京オリンピック日本代表選手団が着用する公式服装の財団法人日本オリンピック委員会（呼称：JOC）への提供を進めるなど、JOCのオフィシャルパートナーとして日本代表選手団を応援し、社会貢献にも努めてまいりました。

一方、当第1四半期連結会計期間において27店舗の営業店舗、10件の賃貸資産及び遊休資産について減損損失13億6千4百万円を計上した結果、売上高140億8千4百万円、営業損失2億5千9百万円、経常損失2億3千1百万円、第1四半期純損失12億8千9百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(紳士服販売事業)

主力事業であります紳士服販売事業におきましては、団塊ジュニア世代向け「ミスター・スリム」スーツやクルビズ対応ワイシャツ「ムーブドライ」などの新商品を開発・販売する一方で、北京オリンピック日本代表選手団応援キャンペーンの実施や、スーツの消費拡大を目的とした高品質低価格スーツの販売強化により売上の拡大を図ってまいりました。

店舗面におきましては、ショッピングセンターやファッションビルのテナントへの出店を行うとともに、不採算店舗の閉鎖も実施しました結果、当第1四半期連結会計期間末の店舗総数は372店舗となりました。

これらの結果、広告宣伝効果により客数は増加したものの、在庫処分や低価格スーツの販売強化に伴う客単価の下落などにより、当第1四半期連結会計期間におきましては売上高136億1千万円、1億6千7百万円の営業損失となりました。

(カード事業)

紳士服販売事業における多様化した顧客ニーズに的確に対応するとともに、同事業の営業推進部門の強化・支援を主たる目的としてカード事業を展開しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては売上高1億円、3百万円の営業損失となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、当第1四半期連結会計期間の売上高3億7千3百万円、1千2百万円の営業損失となりました。なお、平成20年6月末をもってインターネットカフェ事業を譲渡しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、仕入債務や経費支払手形・未払金の減少による支出や長期借入金の返済による支出などの要因により、前連結会計年度末に比べ15億5千2百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末には37億5千9百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は4億2千万円となりました。これは主に、仕入債務の減少額が3千7百万円、経費支払手形・未払金の減少額が3億9千7百万円あったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3億5千7百万円となりました。これは主に、新規出店及び既存店の移転・改装により、有形固定資産及び差入保証金の取得による支出が3億4千9百万円あったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は7億7千4百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が5億6千1百万円、配当金の支払額が2億5千2百万円あったことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、地域に密着し、紳士服等のファッション衣料を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、創業以来、「より良いものをより安く」の経営理念のもと、「お客様第一主義」を基本方針として、お客様に最高の満足感を持っていただくために、高品質で高機能な商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、同時に、CS運動（顧客満足運動）を展開させることにより、お客様の意見・要望を最優先に考え、適時に顧客サービスに反映していく経営を実践し、発展してまいりました。今後は、人や環境に優しい地域社会づくりに貢献するために、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題にも取り組み、当社の企業価値及び株主共同の利益の一層の向上に努めております。

当社は、当社の財務及び事業活動を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上する者として最適であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えております。

しかしながら、株式の大量買付や買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われれます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量買付けや買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業活動を支配する者としては不適切であると考えます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②基本方針実現のための取組み

イ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中長期視点により経営の原点である「お客様第一主義」、「より良い物をより安く」に立ち返り、他社との一層の差別化を一段と図り、消費者に経営方針の理解と賛同を求めていく方針です。具体的には、既存店の抜本的活性化・売り場等の演出や、多様化するニーズにあった商品のご提供など、お客様にご満足頂けるよう自社の魅力の創造を行ってまいります。また今後は、人や環境に優しい地域社会づくりに貢献するために、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題にも取り組んでおります。

当社では企業価値の最大化を図る観点から経営の効率化、健全化をより積極的に進めてまいります。また、株主の皆様が立場に立って、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

具体的には、平成11年7月より執行役員制度を導入し、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会の活性化を図っております。同時に、取締役と執行役員との役割・責任を明確化し、経営の透明性を高めるよう努めております。また社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内でも共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、常務取締役を委員長として設置されたコンプライアンス委員会では、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案評価を行い、取締役会へ報告しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、四半期報告書提出日（平成20年8月14日）現在において2名の監査役が会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

このように企業価値の最大化を図る観点から経営の効率化、健全化をより積極的に進めてまいります。当社は、今後、さらに企業競争力の強化を図るとともに、経営の公正さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めてまいります。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配又は影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」と言います。）の20%以上の大量買付け（以下「大量買付け」と言います。）を行う提案（以下「大量買付け提案」と言い、大量買付け又は大量買付け提案を行う者を「大量買付け者」と言います。）が行われた場合の手続について規則（以下「本規則」と言います。）を制定することにいたしました。

本規則の概要

・本規則の発動に係る手続の設定

本規則は、まず、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対して大量買付け提案が行われる場合に、大量買付け者及びそのグループ等（以下「大量買付け者等」と言います。）に対し、事前に大量買付け提案の内容を検討するために必要な情報及び資料の提出を求め、当社が、当該大量買付け提案についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付け者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

なお、本規則は平成19年5月17日開催の当社取締役会の承認を得て制定し、平成19年6月28日開催の第33回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

・新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

大量買付け者等が、本規則において定められた手続に従うことなく大量買付けを開始した場合や、大量買付け提案が本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさず、大量買付け者等による大量買付け提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大量買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大量買付け者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」と言います。）の判断を経るとともに、当社株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本規則制定当初の独立委員会の委員会は、当社の社外監査役である松本 豊氏及び熊谷 茂實氏、弁護士の石井 克典氏により構成されております。

・本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本規則に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大1/2まで希釈化される可能性があります。

③本規則の合理性

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本規則は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本規則は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会決議に基づいて導入されたものであります。また本規則の3年間の有効期間の満了後、有効期間の延長が行われなかった場合に廃止されます。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本規則の制定にあたり、対抗措置の発動等に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置し、当社取締役会が恣意的に本規則に定める対抗措置の発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要につき、株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うよう本規則の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ. 合理的な客観的発動要件の設定

本規則においては、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ. 第三者専門家の意見の取得

大量買付け者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本規則は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本規則を廃止することが可能です。従って、本規則は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本規則はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお本規則は、関係法令、東京証券取引所の通達「敵対的買収防衛策の導入に際しての投資者保護上の留意事項」（平成17年4月21日）、及び制度概要・留意事項「買収防衛策の導入に関する上場制度基本的な考え方と制度概要」（平成19年4月1日）等に沿った内容であり、かつ関連する判例の趣旨を十分反映して制定したものであります。

④具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記②イ. に記した当社の企業価値の向上策やコーポレート・ガバナンス等への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

本規則は、前記②ロ. に記載のとおり、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上する者として最適であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきという考えのもと、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本規則は、前記③イ. からへ. に記載のとおり、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグ メントの名称	設備の内容	完了年月
当社 仙台泉店	仙台市泉区	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年4月
当社 広島アルパーク店	広島市西区	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年4月
当社 イオン千種店	名古屋市千種区	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年6月
当社 Perfect Suit Factory大和店	神奈川県大和市	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年4月
当社 Perfect Suit Factory町田モディ店	東京都町田市	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年4月
当社 FORZ THE SUIT伊勢崎店	群馬県伊勢崎市	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年4月
当社 フォーエル弘前店	青森県弘前市	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年5月
当社 Perfect Suit Factoryプラザ町田店	東京都町田市	紳士服販売事業	店舗新設	平成20年6月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,000,000
計	55,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,485,078	16,485,078	株式会社東京証券取引所 市場第一部	—
計	16,485,078	16,485,078	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,705
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 取締役 22,000株 ② 従業員 248,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,725
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月2日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,725 資本組入額 863
新株予約権の行使の条件	(注) 1. 2. 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4.
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権は、1個単位で行使しなければならない。
 2. 権利行使時において、付与契約締結時の役職以上であることを要する。
 3. 権利行使期間の始期より権利行使時までの間において、東京証券取引所の当社株式普通取引の終値が、払込金額に1.5を乗じた額(1円未満の端数は切り上げる)を上回る日がなかった場合には、権利行使期間といえども権利行使は認めない。
 4. 新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要するものとする。
 5. 下記に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。
 ・禁固以上の刑に処せられた場合
 ・当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合
 ・退任または退職により、取締役または従業員の地位を喪失した場合

- ・死亡した場合
- ・新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

6. なお、その他の条件については、第31回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	16,485	—	3,991,368	—	3,862,125

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	—
議決権制限株式(自己株式等)		—	—
議決権制限株式(その他)		—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 218,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,255,600	162,556	—
単元未満株式	普通株式 10,578	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,485,078	—	—
総株主の議決権	—	162,556	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)含まれておりません。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市表町1-2 -3	218,900	—	218,900	1.32
計	—	218,900	—	218,900	1.32

(注) 当第1四半期会計期間末現在の自己株式数は218,900株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.32%であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	646	628	599
最低(円)	587	577	545

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,765,446	5,317,659
受取手形及び売掛金	70,026	110,262
有価証券	—	9,001
商品	14,316,624	14,393,742
貯蔵品	134,835	136,001
その他	5,261,637	5,296,480
貸倒引当金	△255	△183
流動資産合計	23,548,315	25,262,963
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 9,653,020	※1 10,591,950
土地	13,453,382	13,936,802
その他（純額）	※1 1,195,491	※1 1,157,072
有形固定資産合計	24,301,894	25,685,825
無形固定資産		
のれん	9,903	10,664
その他	234,905	128,997
無形固定資産合計	244,809	139,662
投資その他の資産		
差入保証金	6,520,854	6,342,064
その他	5,884,827	5,706,442
貸倒引当金	△74,921	△74,415
投資その他の資産合計	12,330,760	11,974,091
固定資産合計	36,877,463	37,799,579
資産合計	60,425,778	63,062,542
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,374,771	10,431,419
短期借入金	1,340,000	1,300,000
1年内返済予定の長期借入金	2,059,132	2,133,122
未払法人税等	70,592	625,060
ポイント引当金	594,802	582,084
賞与引当金	64,957	271,710
その他	5,033,119	4,853,132
流動負債合計	19,537,374	20,196,529
固定負債		
長期借入金	3,095,636	3,587,484
退職給付引当金	1,285,812	1,252,820
その他	689,064	681,235
固定負債合計	5,070,513	5,521,540
負債合計	24,607,888	25,718,069

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る要約
連結貸借対照表
(平成20年3月31日)
当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)

純資産の部			
株主資本			
資本金	3,991,368		3,991,368
資本剰余金	3,864,978		3,864,978
利益剰余金	28,260,810		29,802,395
自己株式	△287,390		△287,390
株主資本合計	35,829,765		37,371,350
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△11,784		△24,804
繰延ヘッジ損益	△90		△2,072
評価・換算差額等合計	△11,875		△26,877
純資産合計	35,817,890		37,344,473
負債純資産合計	60,425,778		63,062,542

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	※1 14,084,683
売上原価	6,469,538
売上総利益	7,615,145
販売費及び一般管理費	※2 7,875,074
営業損失(△)	△259,928
営業外収益	
受取利息	5,458
受取配当金	2,699
受取地代家賃	60,729
その他	17,141
営業外収益合計	86,028
営業外費用	
支払利息	29,505
貸貸費用	23,402
その他	4,297
営業外費用合計	57,205
経常損失(△)	△231,105
特別利益	
賞与引当金戻入額	116,758
特別利益合計	116,758
特別損失	
固定資産除売却損	67,684
減損損失	1,364,157
事業譲渡損	37,142
その他	2,619
特別損失合計	1,471,604
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,585,951
法人税、住民税及び事業税	40,386
法人税等調整額	△336,879
法人税等合計	△296,493
四半期純損失(△)	△1,289,458

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	△1,585,951
減価償却費	441,694
減損損失	1,364,157
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	12,717
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△206,753
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	32,992
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	577
受取利息及び受取配当金	△8,157
支払利息	29,505
長期貸付金の家賃相殺額	25,412
投資有価証券評価損益 (△は益)	2,619
有形固定資産除売却損益 (△は益)	37,634
事業譲渡損益 (△は益)	37,142
売上債権の増減額 (△は増加)	447,191
営業貸付金の増減額 (△は増加)	7,078
たな卸資産の増減額 (△は増加)	78,283
仕入債務の増減額 (△は減少)	△37,849
経費支払手形・未払金の増減額 (△は減少)	△397,907
その他	△111,547
小計	168,840
利息及び配当金の受取額	2,792
利息の支払額	△28,241
法人税等の支払額	△564,003
営業活動によるキャッシュ・フロー	△420,612
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△15,935
有形固定資産の取得による支出	△135,805
事業譲渡による収入	109,314
長期貸付けによる支出	△843
長期貸付金の回収による収入	750
差入保証金の差入による支出	△214,003
差入保証金の回収による収入	13,712
その他	△114,230
投資活動によるキャッシュ・フロー	△357,041
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	40,000
長期借入金の返済による支出	△561,898
配当金の支払額	△252,660
財務活動によるキャッシュ・フロー	△774,558
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,552,212
現金及び現金同等物の期首残高	5,312,159
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,759,946

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社H・Mは、平成20年4月1日付で当社が吸収合併しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 2社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、23,204,211千円です。</p> <p>2. 建設協力金の譲渡に係る偶発債務 当社は、平成16年3月23日付で建設協力金返還債権を特別目的会社へ譲渡しました。 なお、譲渡した建設協力金が返済されない事態が生じた場合には、譲渡した建設協力金返還債権の30% (当第1四半期連結会計期間末残高994,353千円) を限度として、当社に買戻し義務があります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、23,027,035千円です。</p> <p>2. 建設協力金の譲渡に係る偶発債務 当社は、平成16年3月23日付で建設協力金返還債権を特別目的会社へ譲渡しました。 なお、譲渡した建設協力金が返済されない事態が生じた場合には、譲渡した建設協力金返還債権の30% (当連結会計年度末残高994,353千円) を限度として、当社に買戻し義務があります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)																
<p>※1. 当社グループは事業の性質上、最終四半期連結会計期間(1月～3月)の売上高が他の四半期連結会計期間に比べて多くなる傾向にあります。</p> <p>※2. 販売費及び一般管理費の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">36,075千円</td> </tr> <tr> <td>給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">1,550,956千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">43,012千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">63,247千円</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td style="text-align: right;">384,742千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,785,885千円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">1,711,862千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">414,982千円</td> </tr> </table>	役員報酬	36,075千円	給与・賞与	1,550,956千円	退職給付費用	43,012千円	賞与引当金繰入額	63,247千円	雑給	384,742千円	賃借料	1,785,885千円	広告宣伝費	1,711,862千円	減価償却費	414,982千円
役員報酬	36,075千円															
給与・賞与	1,550,956千円															
退職給付費用	43,012千円															
賞与引当金繰入額	63,247千円															
雑給	384,742千円															
賃借料	1,785,885千円															
広告宣伝費	1,711,862千円															
減価償却費	414,982千円															

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)						
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,765,446千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△5,500千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,759,946千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,765,446千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△5,500千円	現金及び現金同等物	3,759,946千円
現金及び預金勘定	3,765,446千円					
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△5,500千円					
現金及び現金同等物	3,759,946千円					

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,485千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 218千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	252,125	15.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	紳士服販売 事業 (千円)	カード事業 (千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	13,610,143	100,802	373,737	14,084,683	—	14,084,683
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	62,625	137,525	200,150	△200,150	—
計	13,610,143	163,427	511,262	14,284,834	△200,150	14,084,683
営業利益又は営業損失(△)	△167,243	△3,426	△12,727	△183,397	△76,531	△259,928

(注) 1. 事業区分は、商品の種類・性質等の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

紳士服販売事業…スーツ、ジャケット、スラックス、カジュアル等の衣料品販売

カード事業…クレジットカード業

その他事業…インターネットカフェの運営、広告代理業等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券は、当社グループの事業の運営における重要性が乏しく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため、記載していません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,201.98円	1株当たり純資産額	2,295.83円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	79.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
四半期純損失(千円)	1,289,458
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,289,458
期中平均株式数(千株)	16,266
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成15年6月27日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(前連結会計年度末における新株予約権の数608個)は、平成20年6月30日で行使期間が終了しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

はるやま商事株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 梶浦 和人 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川合 弘泰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているはるやま商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、はるやま商事株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。